

令和 6 年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき令和 6 年度定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 25 日

上三川町監査委員 永水 克欣

上三川町監査委員 田村 稔

定例監査の結果について

1 監査期日

令和7年2月3日（月）・4日（火）・5日（水）

2 監査対象

各小中学校、給食センター、生涯学習センター

3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であるかを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び歳出予算執行状況について
- (3) 工事請負契約等について
- (4) 物品、財産及び施設等の管理について

4 監査結果

(1) 総評（全体）

事務の執行及び運営に係る事業の管理状況は、提出された資料及び各機関へのヒアリングによる監査の結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

今後においても引き続き適正な事務の執行に努められたい。

(2) 指摘事項

なし

(3) 指導事項

なし

(4) 検討事項

なし

(5) 意見

ミシンや顕微鏡等の備品及び芝刈り機等の物品において、購入価格、修繕費用及び頻度、見積徴収方法、維持管理など学校間での差異が見られた。

修繕については、修繕内容が記載された見積書及び報告書等、適正な書類の徴収・管理に努め、修繕の頻度や費用の妥当性を明確にしていきたい。

購入については、使用頻度を勘案し必要台数や仕様を見極めたうえで、一時的な支出にとらわれることなく、修繕費用などのランニングコストも含めた長期的な見通しによる判断をしていただきたい。

これらについては、全校が共通認識として判断できるような方策を、町教育委員会が中心となり検討いただきたい。

現行の安全運転管理者制度では、小中学校の教職員が勤務中に車を運転する際、事前のアルコールチェック等の義務はないとされているが、町職員と同様に、町内小中学校における安全運転確保のため、町教育委員会としてアルコールチェック等の必要性について検討いただきたい。

公共施設の照明機器のLED化については、経費の節減に努められるよう町教育委員会が中心となり、地球温暖化対策に配慮した施設の整備を検討いただきたい。

5 報告

なし

【参照】 [監査結果の区分]

1 指摘事項等

(1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの。

(2) 指導事項

指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの。

(3) 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に、検討を即すもの。

2 意見

指摘事項等にはあたらないが、事務の執行等に関し、留意すべき事項又は改善の余地があるもの等への、監査委員としての意見。（今後の事業運営の参考にされたい。）